

福山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2024年（令和6年）9月27日

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日下	真吾
福山市監査委員	早川	佳行
福山市監査委員	宮本	宏樹

2022年度（令和4年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 北部支所

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>新市支所</p> <p>しんいち市民交流センター建築物等定期点検業務について</p> <p>当該業務は、建築基準法第12条第4項に基づき、しんいち市民交流センターに設置される昇降機を除く特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況の点検を、有資格者に委託して実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、指名競争入札により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>② 完了検査に当たっては、仕様書に記載した点検の内容が網羅されている報告書を徴するなど、適正な履行確認を行われたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>② 2023年度（令和5年度）の完了検査に当たっては、2023年（令和5年）9月29日に提出された報告書において、全ての項目について点検結果が記載され、報告すべき内容が網羅されていることを確認した。</p>